長期履修の申請等の手続きについて（留意事項）

１．長期履修制度について

この制度は，本研究科高度社会人養成プログラム入学者で，職業を有している等の事情により，２年間で修了に必要な単位を修得し修了することが困難な者が，入学時に計画的に２年を超えて単位を修得し修了することを申請し認められた場合，２年間の授業料で２年を超えて在学できる制度です。

２．「職業を有している等の事情」について

職業を有している等の事情とは，次のいずれかに該当する者で，標準修業年限内での修学が困難な場合です。

（１）職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）

（２）家事，育児，介護等の事情を有する者

（３）その他研究科長が相当と認めた者

３．長期履修を希望する場合の申請手続きについて

（１）申請手続きの時期等

① 長期履修を希望する学生は，**２０２４年３月８日**までに，後期から希望する場合は**２０２４年８月２日**までに長期履修申請書を，指導教員（指導教員が未定の場合にあっては，大学院教務委員長とします。）を経由して研究科長に提出してください。

なお，長期履修申請書提出時に「職業を有している等の事情」を確認できる書面を添付してください。例えば，「勤務先の在職証明書」，「健康保険証の写し」，「母子手帳の写し」などでも差し支えありません。

② 在学生は，長期履修申請書の提出に当たっては，事前に指導教員と十分相談のうえ，長期履修計画や研究計画をたててください。

③ 長期履修の申請については，教授会が，申請の内容について審査のうえ，長期履修を許可するかどうかを決定します。

（２）承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

① 原則として，長期履修を許可された期間の変更はできませんが，真にやむを得ない事情により，許可された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは，長期履修期間変更申請書を，指導教員を経て研究科長に提出してください。

長期履修期間の延長を申請する場合にあっても，神戸大学大学院法学研究科長期履修規程第３条第２項に定める在学年限を超えることはできないので留意してください。

② 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては，事前に指導教員と十分相談のうえ作成してください。

③ 長期履修期間変更の申請については，教授会が，申請の内容について審査のうえ，長期履修を許可するかどうかを決定します。

４．納付すべき授業料の額について

（１）長期履修学生の授業料の年額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは，これを切り上げる。）とします。（参考：神戸大学教学規則第８４条）

（２）学年の中途で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は，（１）により算出した年額の１２分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とします。

（３）学年の中途で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において，（１）により定められる新たな授業料の額は，翌年度から適用することになります。

（４）長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には，短縮後の期間に応じて（１）により算出した授業料の年額に，当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から，当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を，在学期間の短縮を認めるときに支払うこととなります。

（５）授業料の年額の算出についての詳細は教務グループに照会してください。

５．その他の長期履修制度について不明な点があるときは，教務グループに照会してください。

以上